

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部住宅課）

諮問日：平成28年10月12日（諮問第130号）

答申日：平成29年10月20日（答申第103号）

内容：「住宅課職員による法律事務所への出張に関する復命書」等の公文書非公開決定に対する審査請求

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、出席者の発言内容以外の部分は公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成28年5月11日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求1 土木交通部住宅課〇〇（当時課長）職員が、平成25年4月1日から、土木交通部在職中の期間において、県営住宅〇〇団地に出張したことに関する（旅費不支給）旅行命令簿の全て

請求2 土木交通部住宅課〇〇（当時課長）職員が、平成25年4月1日から、土木交通部在職中の期間において、県営住宅〇〇団地に出張したことに関する復命書の全て

請求3 土木交通部住宅課〇〇（当時課長）職員が、平成25年4月1日から、土木交通部在職中の期間において、滋賀県営住宅管理センターに出張したことに関する（旅費不支給）旅行命令簿の全て

請求4 土木交通部住宅課〇〇（当時課長）職員が、平成25年4月1日から、土木交通部在職中の期間において、滋賀県営住宅管理センターに出張したことに関する復命書の全て

請求5 土木交通部住宅課〇〇（当時課長）職員が、平成25年4月1日から、土木交通部在職中の期間において、大津地方裁判所〇〇〇号事件に関する原告訴訟代理人弁護士の弁護士事務所に出張したことに関する（旅費不支給）旅行命令簿の全て

請求6 土木交通部住宅課〇〇（当時課長）職員が、平成25年4月1日から、土木交通部在職中の期間において、大津地方裁判所〇〇〇号事件に関する原告訴訟代理人弁護士の弁護士事務所に出張したことに係る復命書の全て

2 決定期間の延長

平成28年5月23日、実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件公開請求に対する公開決定等の期間を延長した。

3 実施機関の決定

平成28年6月24日、実施機関は、本件公開請求に対して、別表のとおり、請求のあった公文書は、存在しないものまたは非公開情報に当たるものであるとして、条例第10条第2項の規定に基づき、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

平成28年7月14日、審査請求人は、本件処分のうち、請求6に対する決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

請求6に係る決定を取り消し、公開請求した文書を公開することを求める。

2 審査請求の理由

本件公開請求に対して「復命書（平成28年1月6日）」が特定されていることから、住宅課職員が、平成28年1月6日に、大津地方裁判所〇〇〇号事件に関する原告訴訟代理人弁護士の法律事務所に出張したという事実は明らかである。

当該出張に関して、弁護士に対して報酬の支払義務が発生したことは、当然に予測されることであり、当該報酬は、県民の財産から支払われるものである。

したがって、実施機関は、いかなる法律相談を行ったか等に関する情報の公開を求められた場合には、当然、これを明らかにしなければならない。

また、審査請求人は、〇〇〇〇であり、〇〇〇〇について情報公開を求めるのは当然の権利である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 本件対象公文書について

本件公開請求に対して特定した公文書は、滋賀県営住宅に係る工作物等撤去および植栽等請求訴訟（大津地方裁判所〇〇〇号。以下「本件訴訟」という。）に関して、住宅課職員が訴訟代理人である弁護士と協議を行った際の復命書である。

3 非公開理由について

（1）条例第6条第1号該当性について

個人の氏名については、条例第6条第1号の非公開情報に該当するものと判断していたものである。しかし、当該個人の氏名は、既に滋賀県議会議案書において公にしているものであって、公開しても差し支えがなかったものと考えている。一方、当該個人の行動について記載した部分については、個人に関する情報と判断すべきであったと考えている。

（2）条例第6条第6号該当性について

復命書の内容は、本件訴訟についての協議に係るものであり、これを公開すれば、実施機関は原告として対等な立場で訴訟を遂行することができず、今後の訴訟の行方に甚大な影響があると考えられるため、条例第6条第6号イの非公開情報に該当する。

場所、出席者の氏名および住宅課職員の印影は、公開が可能であったと考えているが、日時については、公にすれば、どのタイミングで、どれだけの回数、どのような内容で協議をしているのかが明らかとなるため公開できない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個

別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件審査請求について

本件公開請求は、実施機関の職員である土木交通部住宅課長が行った出張に係る文書の公開が求められたものである。

実施機関は、本件公開請求のうち、請求6に対して、平成27年1月6日付けの復命書（以下「本件復命書」という。）を特定の上、条例第6条第1号を理由として個人の氏名を、同条第6号を理由として当該文書の全部を非公開としているが、審査請求人は、これを不服としてその公開を求めていることから、以下、当該文書の非公開情報該当性を検討する。

3 非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

同号では、公にすることにより、県が行う事務等の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとしてアからオのおそれが例示されているが、このうちイにおいては、「契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ」が示されている。そして、この「争訟に係る事務」とは、現在提起され、または提起されることが想定されている争訟についての対処方針の策定や、そのために必要な事実調査などの事務を指すと解するものである。

また、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

(2) 条例第6条第6号該当性について

実施機関は、本件復命書を公にすれば、原告として対等な立場で本件訴訟を遂行することができなくなり、今後の訴訟に影響が生じると主張している。

当審査会が見分したところ、本件復命書は、実施機関が本件訴訟に関して訴訟代理人である弁護士と協議を行った際の記録であり、出席者の発言内容として、訴訟の進捗状況や被告側の対応、それに対する実施機関の対応策などが具体的に記載されているものと認め

られる。

こうした情報を公にすれば、実施機関の本件訴訟に対する検討の状況が明らかとなるほか、実施機関における今後の訴訟への対処方針が容易に類推されることになるものと考えられ、実施機関の今後の訴訟事務の遂行に支障が生じるおそれがあるものと判断される。

ところで、本件復命書においては、出席者の発言内容のほか、当該協議が行われた場所、日時、出席者の氏名および住宅課職員の印影といった情報が記載されているところである。

実施機関は、これらの情報について、協議が行われた場所、出席者の氏名および住宅課職員の印影は公開ができたものであると主張を変更する一方、日時については、公にすれば、どのタイミングでどのような協議をしているのか等が明らかとなるため、なお公開できないものであるとしている。

しかしながら、決定通知書および弁明書において、本件復命書に係る日付が既に公にされているほか、本件処分においては、出席者の発言内容が全て非公開とされているものであり、実施機関の主張は失当である。

したがって、出席者の発言内容は、条例第6条第6号に該当するものであると認められるが、その余の情報は同号に該当するものとは認められない。

なお、実施機関においては、出席者の発言内容の一部について、条例第6条第1号該当性も併せて主張しているところであるが、上記のとおり、出席者の発言内容が同条第6号に該当すると認められる以上、もはや当該主張に対する判断は要しないものである。

4 付言

条例第10条第3項は、決定通知書に具体的な非公開理由を付記することを実施機関に義務付けているものであるが、実施機関は、本件審査の過程において、非公開とした情報の一部は公開できたものであると主張するなど、決定通知書に記載した非公開情報および当該情報に係る非公開理由の内容を変遷させていることが認められる。

また、条例第7条第1項は、非公開情報が記録されている公文書であっても、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いてできる限り公開することを定めているものであるが、本件処分においては、合理的な理由が認められないにもかかわらず、対象公文書の全部が非公開とされているところである。

これらのことからすると、実施機関においては、本件処分を行うに当たって、対象公文書に記載されている個々の情報が非公開情報に当たるものであるかどうかについて、十分な検討を行っていなかったものと判断せざるを得ない。

本件については、弁明書および口頭説明においても適切に説明が行われているとは言い難いところであり、実施機関においては、今後、このようなことがないよう、諮問に当たっては当審査会に対する丁寧かつ正確な説明に努めるとともに、条例の趣旨を十分に理解した上で、より一層の慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

5 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 28 年 10 月 12 日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成 29 年 3 月 10 日	・ 実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成 29 年 5 月 12 日 (第 256 回審査会)	・ 審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成 29 年 6 月 9 日 (第 257 回審査会)	・ 実施機関から公文書非公開決定について口頭説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成 29 年 7 月 14 日 (第 258 回審査会)	・ 審査請求人から意見を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成 29 年 8 月 29 日 (第 259 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成 29 年 9 月 22 日 (第 260 回審査会)	・ 答申案の審議を行った。

別表

請求	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由
請求 1 ～ 請求 5	—	全部	不存在
請求 6	復命書（平成 28 年 1 月 6 日）	全部	1 号、6 号

※「非公開理由」欄：1 号 = 条例第 6 条第 1 号該当、6 号 = 条例第 6 条第 6 号該当